

受益者負担の適正化

1 基本的な考え方

公共施設を運営していくには、人件費や光熱水費など多額の経費がかかります。また、住民票等の交付や証明書の発行などにも、人件費や用紙代などががかかります。これらの経費を、すべて税金で賄うとすれば、利用する人と利用しない人との間に不公平が生じることとなります。

このため、特定の人がサービスを利用し利益を受ける場合には、応分の負担を「使用料」・「手数料」として求める（受益者負担の原則）ことにより、利益を受けない人との負担の公平性を確保することが大原則であり、これが「受益と負担の適正化」の基本的考え方です。

検討に際しては、各使用料徴収施設や各手数料事務が、それぞれの特性を持ち、多岐にわたることから4つのルールにあてはめて検討することとしました。

（1）コスト削減ルール

- ・ 施設経営の安定化や手数料における賄い率の適正化のためには、使用料や手数料を改定すること以上に、その施設や手数料事務にかかるコストの削減と住民サービスの充実を第一に進める必要があります。

（2）改定の基本ルール

- ・ 施設の種類や受益の内容により定めた負担ルール上の目安の賄い率に近づけます。
- ・ 使用料徴収施設で無料や減免としている部分の有料化を進めます。

（3）コスト計算のルール

使用料コスト

各施設の年間経費をコストとして計上し、運営経費、施設修繕料などの経常的な維持管理経費や、管理に係る人件費を使用料コストと捉えます。

手数料コスト

手数料が特定人に対するサービスに応じ1件ごとに徴収されることから、1件を標準としたコスト計算とします。

（4）税負担と受益者負担のルール

コスト計算のルールに基づき算定したそれぞれの運営等の経費について、使用料等で賄うべき目標の賄い率を定めました。

使用料の賄い率設定

各施設の利用対象者の範囲から「広範囲」なものと「特定の」なものの2つに分類します。さらに、施設利用から生じる受益の性質を「基礎・基本的な受益」「必需的な受益」「選択的な受益」「より選択的な受益」「企業的な受益」の5つに分類し、対象者の2つの範囲と結び付けます。

- 0 % 対象者は広範囲（基礎・基本的な受益）
- 25 % 対象者は広範囲（必需的な受益）
- 50 % 対象者は広範囲（選択的な受益）
- 75 % 対象者は特定の（より選択的な受益）
- 100 % 対象者は特定の（企業的な受益）

手数料の賄い率設定

特定人に対するサービスに応じ1件ごとに徴収するものがほとんどであることから、コストの賄い率は100%を基本とします。ただし、現行賄い率が極端に低い手数料については、個別の負担割合を設定しました。

2 使用料及び手数料の現況について

(1) 使用料の現況

本市の使用料は、行政財産の目的外使用関係を除くと平成17年度一般会計決算で、収入額は1億3千4百万円になり、特別会計で、収入額は4億1千2百万円、合わせて5億4千6百万円になります。

総額に占める割合は、一般会計歳入の0.91%、特別会計では、3.93%となっており、それぞれの施設管理等のための貴重な自主財源となっています。

(2) 手数料の現況

本市の手数料は、平成17年度一般会計決算で収入は、3千4百82万円、企業会計を除く特別会計で、1百33万円、合わせて3千6百15万円になります。

総額に占める割合は、一般会計の歳入は0.24%、特別会計では、0.01%となっており、ごくわずかですが使用料と同様に事務施行のための貴重な自主財源となっています。

3 見直しの対象について

手数料のうち、県の条例により定めるもの「屋外広告物許可申請手数料」は、対象

外としました。

結城市手数料条例で定める1件300円の手数料については、調査に回答のあったもののほか、代表的なものとして、印鑑証明、住民票、評価証明、所得証明手数料について検討し、その結果を準用することとしました。

これにより、使用料24件、手数料29件を対象として、「使用料及び手数料における受益者負担適正化のための基本ルール」に基づき、審議、検討を行ないました。

4 使用料の見直しについて

使用料の見直しについて検討した結果、

- 改定の対象とすべきもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・11件
 - 現行料金を据え置くもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・13件
 - ・ 特にコスト削減や利用率向上に努めるべきもの・・・8件
 - ・ その他、現行料金を据え置くもの・・・・・・・・・・5件
- となりました。

5 手数料の見直しについて

手数料の見直しについて検討した結果、

- 従来無料で新たに徴収すべきもの・・・・・・・・・・1件
 - 改定の対象とすべきもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・17件
 - 現行料金を据え置くもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・11件
- となりました。

6 使用料及び手数料改定のまとめ

負担の公平性を確保していくためには、3～4年を目途に定期的に見直していく必要があります。その際、施設の運営改善等による受益者負担コストの圧縮を図ることはもとより、受益者が負担すべきコストが適切に料金に反映されるようであればなりません。なお、受益者の負担が急激に上昇する場合は、改定上限率を設定するなどの激変緩和措置を考慮することを基本とします。

また、職員駐車場の使用料等、新たに徴収すべきものが数点挙げられましたが、今後の検討課題とすることになりました。